

報告第3号


専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年2月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成22年1月12日	128,520円		平成21年10月29日、足立区入谷二丁目21番9号の集合住宅で、区職員が廃棄物の収集作業中に、手に持っていたごみ袋を集合住宅敷地内の照明灯にぶつけ、同照明灯を破損させた。